

## 上 申 書

行政書士田中康雄氏により貴庁に提出された平成30年9月21日付申出書（特定商取引法第60条）に関しまして、以下のとおり上申致します。当方は、株式会社スピードコーチング（クリス岡崎）より、誇大広告、不実告知・欺罔による勧誘を受け、同社に対して、

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までの間に  
合計金\_\_\_\_\_円

を支払いました。その後クーリングオフ及び民法第96条による取消の通知書を送付しましたが、株式会社スピードコーチング担当者は、「ホームページに返金できない旨を掲載しているので返金はできない。」という理由で返金を拒否しています。以上のとおり、株式会社スピードコーチング及びクリス岡崎は、特定商取引法に著しく違反して消費者被害をもたらしているので、早急に同人らに対する行政処分その他必要な措置を講じてください。また、特定商取引法第70条による刑事告発を検討してください。

(※他に伝えたいことがあれば枠内に記載してください。)

以上

平成30年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印

消費者庁長官 殿